

4. 次の取引について仕訳を示しなさい。

自己株式（取得原価 @¥50,000）300 株を消却することが取締役会で決議され、消却手続きが完了した。なお、その他資本剰余金は 25,000,000 円、繰越利益剰余金は 7,500,000 円であった。

その他資本剰余金	15,000,000	自己株式	15,000,000
----------	------------	------	------------

5. 次の資料に基づき、一連の取引の仕訳を示しなさい。なお、決済はすべて当座預金口座を通じて行っている。

【資料】

(1) 平成 23 年 6 月 1 日に、下記の条件で新株予約権を発行した。

<条件>

- ① 発行数及び払込金額：100 個（新株予約権 1 個につき 4 株）、1 個につき 10,000 円
- ② 行使価額：1 株につき 50,000 円
- ③ 行使期間：平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

(2) 平成 24 年 2 月 1 日に、上記の新株予約権のうち、80 個について権利行使を受けたため、新株を発行した。なお、資本金の額は会社法が規定する最低限度額による。

(3) 平成 24 年 3 月 31 日に、上記の新株予約権のうち、20 個について権利行使がないまま、行使期間が満了した。

(1)	当座預金	1,000,000	新株予約権	1,000,000
(2)	新株予約権 当座預金	800,000 16,000,000	資本金 資本準備金	8,400,000 8,400,000
(3)	新株予約権	200,000	新株予約権戻入益	200,000

6. 次の資料に基づき、一連の取引の仕訳を区分法により示しなさい。

【資料】

(1) 平成 24 年 4 月 1 日に、当社（会計期間 1 年、決算日は 3 月 31 日）は、新株予約権付社債（額面 15,000,000 円）を次の条件で発行し、払込金額は当座預金口座に振り込まれた。

<条件>

- ① 払込金額：額面 100 円につき 80 円（発行口数：150,000 口）、新株予約権 1 個につき 20 円
- ② 償還期限：平成 29 年 3 月 31 日

<新株予約権の内容>

- ① 付与割合：社債券 1 口につき 1 個の新株予約権を発行、新株予約権 1 個につき株式 1 株を発行
- ② 権利行使時の出資財産：新株予約権が付された社債
- ③ 行使期間：平成 24 年 8 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
- ④ 資本金の額：会社法の原則規定

(2) 平成 25 年 3 月 31 日、決算日をむかえた。なお、社債は償却原価法（定額法）で処理し、利払いに関する処理は無視する。

(3) 平成 25 年 9 月 30 日に、新株予約権の 80%が行使され、新株を発行した。

(1)	当座預金	15,000,000	社債 新株予約権	12,000,000 3,000,000
(2)	社債利息	600,000	社債	600,000
(3)	社債利息 社債 新株予約権	240,000 10,320,000 2,400,000	社債 資本金	240,000 12,720,000